

都城市志和池中央ふれあい広場指定管理者候補者選定の概要

都城市志和池中央ふれあい広場の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

志和池地区環境整備対策協議会

(2) 代表者名

会長 東郷 泰公

(3) 所在地

都城市上水流町1952番地3

(4) 設立年月日

平成2年10月1日

(5) 従業員数

28名

(6) 業務内容

処分場処理水の水質検査立会、処分場施設周辺の環境監視

2 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日（5年間）

3 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市志和池中央ふれあい広場 (都城市上水流町1903番地1 2)	敷地面積 : 31,971 m <sup>2</sup> パークゴルフ場 : 16,007 m <sup>2</sup> 遊具広場 : 4,611 m <sup>2</sup> 多目的広場 : 3,979 m <sup>2</sup> 管理棟 : 71 m <sup>2</sup> 駐車場 : 2,625 m <sup>2</sup> 遊歩道 : 2,167 m <sup>2</sup> 等

## (2) 業務概要

- ア 管理施設の利用許可、行為の許可、利用許可の取消し等、利用禁止又は制限及び原状回復に関する業務
- イ 利用料金の徴収及び納入に関する業務
- ウ 施設等の維持及び小規模修繕に関する業務
- エ 施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

## 4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

## 5 選定結果

### (1) 非公募により候補者を選定した理由

地域密着型の施設で地域協働の推進等が期待でき、かつ、その受け皿となる団体がこの地域に当該団体しか存在しないため

### (2) 申請書類の審査結果

- ・市民の平等な利用の確保について  
市の管理方針及び施設の目的を認識し、利用者からの申請を平等公平に受付し、利用者間の調整を図ることを提案されている。
- ・施設の効用の最大限の発揮について  
自治公民館や民主団体等へ広報・PRしながら利用者の増加に取り組むことを提案されている。
- ・経済的な管理運営と適正な経費配分について  
草刈り、除草作業等の管理業務を指定管理者が行うことで経費節減に努めることを提案されており、また、施設の不具合を早急に発見し、小規模な修繕を指定管理者が行うことで経費節減に努めることを提案されている。
- ・管理運営能力について  
指定管理者の母体が志和池地区自治公民館連絡協議会であり、組織基盤がしっかりしている。緊急時の連絡体制も整えられている。したがって、安定的な維持管理が期待できる。

# 事業計画書

申請団体名 ; 志和池地区環境整備対策協議会

希望する施設名 ; 志和池中央ふれあい広場

(1) 市民の平等な利用に関すること
<ul style="list-style-type: none"><li>・子供から大人まで楽しめる、地域住民を中心とした交流と健康増進・体力増強の場と成る為、地域交流を基本として管理運営を行う。</li><li>・利用者受付は、管理棟及び電話受付とし、利用者間の調整を図る。</li><li>・利用者から施設に係る相談や苦情等を受け付ける体制を整え、重要な案件については内部協議を行い、市（環境施設課）と連絡を取りながらその解決にあたる。</li></ul>
(2) 施設効用の発揮に関すること
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域密着型の拠点施設として、地区の各種競技団体や社会教育関係団体、利用者と連携を強化し、利用者主体のサービスの提供に努め、安全・快適な環境の場を創出する。</li><li>・非公認コースであり、利用料金は利用し易い設定とし、自治公民館や各民主団体にも呼びかけて誰でも気軽に利用できる施設として広報・PRしながら利用者の増加に取り組む。</li><li>・自主事業を行い、住民サービスの向上及び管理運営の安定に取り組む。</li></ul>
(3) 経済的な管理運営に関すること
<ul style="list-style-type: none"><li>・管理棟での節電、節水に取り組むことにより、光熱水費の節減が見込まれる。</li><li>・芝管理、除草作業等の指定管理業務は、原則として指定管理者で行い、経費節減に努める。</li><li>・常に安全に配慮しつつ、最小限の人員で対応する事により、人件費の節減につながる。</li><li>・小規模な修繕等は外部委託せず、施設管理者が行う事により経費の節減が見込まれる。</li></ul>
(4) 安定的な施設の管理運営に関すること
<ul style="list-style-type: none"><li>・別紙名簿の通り、管理運営に必要な人人体制を整えている。</li><li>・地区の公民館連協及び、まちづくり協議会をはじめ社会教育関係団体と連携を図り、定期的なパークゴルフ大会や各種イベント等を実施する。</li><li>・緊急時の連絡網を整備し、緊急時には迅速に市（環境施設課）と連携できる体制を整える。</li><li>・施設管理運営の実施によって知り得た情報の漏洩、滅失、損傷等の事故防止や個人情報適切な管理を行う。</li><li>・受付事務・作業員については地元雇用を優先する。</li></ul>
(5) その他、公の施設を管理するに当たり必要な基準に関すること
<ul style="list-style-type: none"><li>・芝の管理について、肥料散布時期について3～4月、9～10月が望ましい、肥料散布後2ヵ月程は芝の生育が早いので芝刈りは早目に行う（週1回）、</li><li>・早めに芝刈りすることにより芝の根の生育の安定につながる、又、雑草が生えにくくなる等の効果が見込まれる。</li><li>・除草剤の使用は、極力控える</li></ul>
(6) 公の施設を管理するに当たりアピールしたいこと
<ul style="list-style-type: none"><li>・子供から大人まで安心して利用出来る公園施設であること。</li><li>・パークゴルフは低料金で一日楽しく利用出来る施設である。</li></ul>